

平成 23 年 5 月 2 日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

**震災後の資金繰り対策「セーフティネット貸付」「雇用調整助成金」の活用**

東日本大震災以降、大幅に業績が落ち込んでいる会社が多いようです。  
原発・停電・風評被害・自粛ムードなど経済環境は極めて厳しい状況が続きそうです。  
早めに資金対策をすることが大切です。そこで、いくつか融資制度を紹介いたします。

**【「信用保証協会」の制度融資】セーフティネット保証 5 号**

融資限度：8000 万円（無担保）・2 億 8000 万円（有担保）

返済期間：10 年以内（据置 1 年以内）

金 利：金融機関所定

保 証 料：0.8%

条 件：市区町村の認定を受けた中小企業が対象。

以下のどちらかに該当

- (1) 最近 3 ヶ月の売上高等が前年同期比 5%以上減少
- (2) 震災時、最近 1 ヶ月の売上高等が前年比 20%減の見込み  
全業種可（平成 23 年 9 月まで）

**【「日本政策金融公庫」のセーフティネット貸付】**

融資限度：4800 万円（原則無担保）

返済期間：運転資金 8 年以内（据置 3 年以内）・設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）

金 利：2.25～3.4（保証人の有無により変動）

一定の要件（売上の減少比率の要件など）に該当する場合には、基準金利  
から 0.2%～0.5%マイナスされます。

保 証 料：なし

条 件：

東日本大震災による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している  
又は来すおそれがあり、かつ中長期的にみて業績が回復し、かつ発展することが  
見込まれる会社等であること。

**【雇用調整助成金制度】**

※雇用調整助成金を活用する企業が増加しています。

支給要件：最近の生産量・売上高等が、直前 3 ヶ月または前年度同期と比べて  
5%減少していること